

令和6年度第4回  
杉並区農業委員会 総会

令和6年7月23日（火）

1. 開催日時 令和6年7月23日(火) 15時30分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

|        |     |       |     |       |
|--------|-----|-------|-----|-------|
| 会長     | 13番 | 秦 孝良  |     |       |
| 会長職務代理 | 5番  | 飯田 幸弘 |     |       |
| 委員     | 1番  | 細淵 玉美 | 9番  | 井口 源成 |
|        | 3番  | 原 修吉  | 10番 | 井口 明  |
|        | 4番  | 野田 一郎 | 11番 | 田原 良規 |
|        | 6番  | 原田 映史 | 12番 | 鈴木 宗孝 |
|        | 8番  | 篠 清孝  |     |       |

4. 欠席委員(2人)

|    |    |       |    |      |
|----|----|-------|----|------|
| 委員 | 2番 | 蓮見 紳次 | 7番 | 小野 実 |
|----|----|-------|----|------|

5. 農業委員会事務局職員

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 石野 哲夫 |
| 事務局次長 | 松本 智之 |
| 事務局書記 | 瀬端 一哉 |
|       | 齊藤 慧  |
|       | 山口 育生 |

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 3 納税猶予の特例適用農地等該当証明について
- 4 第64回企業的農業経営顕彰事業の実施について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 農地の権利移動について
- 3 その他

## 7. 議事

- 事務局長            それでは、令和6年度第4回農業委員会総会を開始いたします。  
本日は協議事項4件、報告事項がその他含めて3件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。  
本日の欠席委員は、蓮見委員と小野委員。署名委員は、細淵委員と原委員です。よろしくお願いいたします。  
では、協議事項に入ります。  
議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長                それでは、協議事項に入ります。  
1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
- 事務局長            (1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)  
(協議)
- 議長                それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして協議事項2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
- 事務局長            (申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生産緑地の地番について説明)  
(協議)
- 議長                それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして、協議事項3番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
- 事務局長            (照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地、また、担当委員より現地の様子について説明)  
(協議)
- 議長                それでは、証明書を発行するということで決定いたします。  
続きまして、協議事項4番、第64回企業的農業経営顕彰事業の実施について、よろしくお願いいたします。
- 事務局              それでは、資料4をご覧ください。  
第64回企業的農業経営顕彰事業について説明いたします。こちら、JAに

候補者の推薦を依頼いたしました。

城西地区からは鈴木 宗孝(すずき むねたか)さん、

杉並中野地区からは坂井 寛子(さかい ひろこ)さんの推薦をいただきました。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

このたび、鈴木宗孝さん、坂井寛子さんを農業委員会から推薦していただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長 ありがとうございます。

それでは、報告事項に入ります。

1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処分について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」4件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして、2番、農地の権利移動について、事務局からお願いいたします。

○事務局長 (農地の権利移動2件について、譲受人の住所・氏名、譲渡人の住所・氏名、土地の所在地について報告)

○議長 ありがとうございます。

続きまして、報告事項3番、その他の報告について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは私から区内地区農業委員会研修について説明させていただきます。配付しております区内地区農業委員研修会と記載された資料をご覧ください。こちらは農業委員を対象とした研修となっており、昨年までは会場にて実施されておりましたが、今年度は、全てウェブ研修で実施されることとなりました。そのため、研修会場は産業振興センターとなります。日時が8月21日の水曜日、午後1時半から4時半となっております。

開催に伴い、参加人数を把握する必要があると思いますが、現時点でご参加可能

な方は挙手していただけますでしょうか。

(農業委員挙手)

○事務局

ありがとうございます。それでは、当日よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の農地パトロールについて説明いたします。

「令和6年度農地パトロールについて」という資料をご覧ください。

今年度は新しいパトロール方法となりますので、今後の流れを1から6に分けて記載いたしました。まず、こちらから説明いたします。

まず1番、各委員様にて実態調査を行っていただきます。各農家様へ実態調査についての通知文は送付済みとなっておりますので、調査期間の7月29日から8月16日金曜日の間にて調査をお願いいたします。

各農地をAからDに分けて評価をしていただきますが、ポイントなどについては本日、総会閉会後に原委員に研修を実施いただきます。

次に2番、各委員様にて調査が完了いたしましたら、調査結果を記載したリスト及び地図を事務局までご提出をお願いいたします。担当の農地リストと地図を配付しておりますので、各委員様にてこちらの地図を見ながら評価をお願いいたします。その中で、管理が不十分な点等がございましたら、リストの備考欄に記載をお願いいたします。

次に3番、B判定以下の農地に関しては後日、会長、職務代理、原委員、事務局にて再度実態調査を行う予定としております。こちらは、8月19日から8月30日の期間内にてマイクロバス等で回る予定としております。そのため、実態調査を行う際に、評価が低い理由や該当の場所を地図に記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして4番から6番、事務局にて資料作成等を行い、9月の総会にて最終審査を行います。9月の総会ではB判定以下の農地を含め、実態調査の最終審査を行います。最終審査が終わり次第、対象の農家へは口頭注意や指導文書等の対応を行う予定としております。

全体の流れを説明いたしました。地図やリストを含め、ご不明点等何かございますでしょうか。

○井口明委員 写真は撮らなくてもよいのですか。

○事務局 データの受け渡しなども手間がかかってしまいますし、B判定以下の農地に関

しましては後日調査を行う際に事務局にて写真を撮りますので、写真を撮る必要はございません。

○井口明委員 調査結果は窓口へ持っていけばよいのでしょうか。

○事務局 窓口までお願いいたします。今回は2人1組で調査していただくため、2人でまとめた調査結果を1部窓口までご提出いただきますようお願いいたします。

○井口明委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○事務局 他にご質問はございますでしょうか。

ご質問がなければ説明は以上とさせていただきます。

続きまして、もう1点。席上配付しております、絵画コンクールのポスターについて説明いたします。前回の総会にて内容を確定いたしました絵画コンクールのポスターを、A4とA3のサイズで配付しております。四隅に穴を開けて、フェンス等にも掲示できるようにもしておりますので、周知にご協力のほど何卒よろしくをお願いいたします。

私からは以上となります。

○議長 ありがとうございます。

では、次回の日程は8月22日、木曜日、15時30分から農業委員会総会を予定しております。

以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。ありがとうございました。